

合併市に関する調査

記入月日：平成17年3月14日

基礎情報

都道府県・市名	大分県・佐伯市（さいきし）
合併期日	平成17年3月3日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	大分県佐伯市中村南町1番1号（旧佐伯市）
人口（合併直近の国調）	84,449人
面積	903.14km ²
議員定数	30人
関係市町村名	佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	佐伯市	49,891	197.37	22	24.1
	上浦町	2,625	15.67	12	35.4
	弥生町	7,501	82.89	16	26.7
	本匠村	2,077	123.15	10	36.0
	宇目町	3,728	265.99	12	38.4
	直川村	2,899	80.82	10	32.6
	鶴見町	4,103	20.12	12	33.0
	米水津村	2,514	25.24	10	30.7
	蒲江町	9,182	91.8	18	33.0
合計	-	84,520	903.14	122	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度一般会計当初予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数（15年度）
			地方税	地方交付税（千円）		
関係市町村	佐伯市	19,802,631	4,862,306	4,300,000	-	0.491
	上浦町	2,571,924	140,796	798,613	-	0.150
	弥生町	3,230,000	469,284	1,180,000	-	0.272
	本匠村	2,356,000	91,702	1,025,000	-	0.103
	宇目町	3,228,000	202,185	1,691,732	-	0.138
	直川村	3,178,700	131,954	1,000,000	-	0.129
	鶴見町	3,540,000	201,191	1,470,000	-	0.130
	米水津村	2,226,497	133,650	807,000	-	0.140
	蒲江町	5,165,000	494,332	2,100,000	-	0.193
合計	-	45,298,752	6,727,400	14,372,345	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年5月1日	解散年月日：平成17年3月2日
内容	平成14年5月1日、佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、直川村、鶴見町、米水津村、蒲江町で法定合併協議会を設置。平成15年8月の第12回の協議会までに新市建設計画を含めた合併協定項目に係る協議・調整が終了し、同年8月31日、合併協定書の調印を行うところとなりました。 平成16年1月15日総務大臣の官報告示を経た。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度	
基本計画の主要項目	(1) やすらぎを誘う自然環境の実現 (2) 一体的な交通体系の整備と都市機能の充実・強化 (3) ゆとりと潤いのある安全・安心社会の実現 (4) 健やかで心ふれあふ福祉の充実 (5) 創造力を育む教育と地域文化の振興 (6) 地域特性を生かした産業づくりの推進 (7) 連携と交流による地域の活性化 (8) 人にやさしい行政と地域コミュニティの育成 (9) 健全な財政と効率的な行政の実現	
旧市町村庁舎の利活用	本庁舎及び振興局庁舎として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 44名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	議長：月額 434,000円 副議長：月額 391,000円 議員：月額 368,000円	
地域審議会の設置について	有	
内容	旧市町村ごとに地域審議会を置く。 審議会の委員は、各審議会ごとに15人以内をもって組織する。 委員は、当該区域に住所を有する者ね又は当該区域内に存する事業所に勤務する者のうちから市長が任命する。 任期は2年とする。再任は妨げない。	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額 (億円)	418億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め 10項目 ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)	
	・ 合併の方式	新設合併
	・ 合併の期日	平成17年3月3日
	・ 新市の名称	佐伯市(さいきし)
	・ 新市の事務所の位置	当分の間、現在の佐伯市の位置とする。現在の8町村の役場の位置に支所を置く。
	・ 財産の取扱	財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
	・ 議会の議員の定数及び任期	合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、総定数を44人とし、選挙区を設ける。特例期間経過後の定数は30人とし、選挙区は設けない。
	・ 職員の身分	9市町村の職員はすべて新市の職員として引き継ぐ。
	・ 地域審議会	合併前の9市町村の各区域ごとに当該区域を対象とする地域審議会を設置する。
	・ 電算システム	住民サービスに直接関連する電算システムについては、サービスの低下を招かないよう合併時に統合を図る。
	・ 行政区域及び名称	行政区域については、現行のとおりとする。同一行政区名についてはその前に旧市町村名を付記し、その他は現行のとおりとする。